

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年2月15日（平成30年（行個）諮問第17号）

答申日：平成30年6月4日（平成30年度（行個）答申第36号）

事件名：特定日の本人との面談記録等の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

以下に掲げる2文書に記録された保有個人情報（以下、それぞれ「本件対象保有個人情報1」及び「本件対象保有個人情報2」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、本件対象保有個人情報1を保有していないとして不開示とした決定は、結論において妥当であり、本件対象保有個人情報2を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）に規定する保有個人情報に該当しないとして不開示とした決定は、妥当である。

文書1 平成29年特定月日Xに本人との面談時に当局職員が作成した面談記録

文書2 同日文書1を基に内容をまとめ当局職員が作成した面談記録

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、法12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年10月20日付け近厚発1020第49号により近畿厚生局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

平成29年特定月日X、近畿厚生局合同庁舎新別館にて年金審査課の職員Aとの打合せの記録の開示を求めましたが却下されました。

当日は職員Aが記録員として職員B立会いと記録の許可を取ってこられたため許可いたしました。公式の記録であることを前提として会話しており、ここで職員Aは（私の年金の修正申告について）重要な発言をされています。「修正申告」は厚労省へ提出した「審査請求」に大きな影響を与える発言であることから会談の記録の情報開示を要求しましたが「近厚発1020第49号」にて、下記の理由により却下しています。

法2条5項において「行政機関の職員が職務上作成したもの」で、法2

条2項「当該行政機関の職員が職務上作成した文書」であり、本件は「専ら自己の職務の遂行のために利用し、組織として利用しないもの」として「未開示」と伝えている。

しかしながら、職員Aは私に「記録員として職員B立会いと記録」の許可を取ったのであり、個人的な目的と説明していない。私の年金に関する個人情報を個人的な目的で記録するものとの説明があれば記録行為は断っている。公式な記録になることは私にとっても都合が良いと判断したために記録を許可したのである。

また、本件は私の年金記録が年金機構によって改竄されている疑義について「修正申告」を行ったものであり、近畿厚生局の不当な対応について抗議を行っています。これらの会談についての情報公開請求を不当に拒んでいる件については、厚労省の「意見・相談コーナー」へ対応要請を行っているだけでなく、特定政党のC元厚労大臣やD代議士、E元厚労大臣へも本件の調査・介入依頼を行っています。

よって本件は近畿厚生局内部行政文書ではなく、私を含めた外部人間や組織が問い合わせの対象とする案件となっています。

さらに、「本件開示請求の対象である「手書きメモ」は廃棄した」とあるが、特定月日Xの文書の開示は特定月日Yに近畿厚生局に対して「重要な発言を行っている」として開示を要請しており、これを知りながら「廃棄」するのは不当である（不都合のために隠蔽したと考えられる）。少なくとも私にとって年金の訂正請求のために「非常に重要な発言を行っているために求めた証拠の提出」であると目的と詳細を伝えており、その最中の廃棄は不当であるだけでなく、悪意のある証拠隠滅行為である。

また、「手書きメモ」の公開が出来ない場合は「清書された文書の情報公開」を要求していたが、回答されていない。改めて清書文書の公開を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成29年9月27日付けで処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「特定年月日X、合同庁舎新別館5階の面談室にて職員Aと記録員の職員Bとの面談記録（聴取録）の元原稿（手帳への手書きメモ）」及び「当日の会話の記録に関する書類全般」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が平成29年10月20日付け近厚発1020第49号により不開示決定（原処分）を行ったところ、請求者はこれを不服として、平成29年11月21日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、請求者が開示を求める文書は、行政文書には当たらないため不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件開示請求は、「特定年月日X、合同庁舎新別館5階の面談室にて職員Aと記録員の職員Bとの面談記録（聴取録）の元原稿（手帳への手書きメモ）」及び「当日の会話の記録に関する書類全般」に関して行われたものである。

これに基づき処分庁は、請求者が年金記録訂正請求に係る処分の内容等の説明を聞くために特定年月日Xに近畿厚生局に来庁した際の職員との面談時に職員が手帳に書いた手書きメモ（文書1）及び文書1を元に職員が作成した記録（文書2）を本件対象保有個人情報として特定し原処分を行った。

(2) 原処分の妥当性について

ア 文書1について

(ア) 文書1は、職員Aが本件面談の内容を失念しないよう職員Bをして職員A個人のための文書2を作成するために作成させた手書きのメモである。なお、職員Aが職員Bに文書1を作成させたのは、自ら面談の対応を行いながら内容を正確に記憶しておくことは困難と考えたからである。

法12条1項の規定に基づき開示を請求することができる「保有個人情報」とは、法2条5項において、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）2条2項に規定する行政文書をいう。）に記録されているものに限る。」とされている。

また、行政機関情報公開法2条2項において、「「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。」とされている。

(イ) この点、「組織的に用いる」とは、その作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備

えた状態，すなわち，当該行政機関の組織において，業務上必要なものとして利用され，又は保存されている状態のものを意味すると解するのが相当である。そして，作成又は取得された文書が，どのような状態であれば組織的に用いるものであるかについては，当該文書の作成又は取得の状況，利用の状況，保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的な判断を行うことが相当である。

(ウ) そうすると，文書1は，文書2を作成するために，職員Aが個人の判断で，専ら自己の職務の遂行の便宜のために職員Bに作成させたものであって，その保存・廃棄についても職員A個人の判断に委ねられていることを踏まえれば，これが行政文書には当たらず，文書2の作成に伴い廃棄したという処分庁の説明に不合理な点は認められず，原処分は妥当であると考ええる。

イ 文書2について

文書2は，文書1を基に内容をまとめた職員A個人の備忘録である。当該文書は，職員Aが個人の判断で，専ら自己の職務の遂行の便宜のために作成したものであって，他の職員に配布されておらず，上司の指示で作成したものではない。また，職員共有の保存場所に保存されているものではなく，廃棄についても職員A個人の判断に委ねられている。

以上のことを踏まえれば，これが行政文書には当たらないとする処分庁の説明に不合理な点は認められず，原処分は妥当であると考ええる。

(3) 請求者の主張について

請求者は，審査請求書の中で，「職員Aは私に「記録員として職員B立会いと記録」の許可を取ったのであり，個人的な目的と説明していない。私の年金に関する個人情報を個人的な目的で記録するものとの説明があれば記録行為は断っている。公式な記録になることは私にとっても都合が良いと判断したために記録を許可したのである。」と主張しているが，職員Aは職員Bが請求者と面識がなかったため紹介を行ったのであり，記録員として職員B立会いと記録の許可を取ったという事実はない。

また，請求者は，そのほかにも，「本件は近畿厚生局内部行政文書ではなく，私を含めた外部人間や組織が問い合わせの対象とする案件となっている」等主張しているが，処分庁が本件対象保有個人情報を特定し，不開示とした理由は上記(1)及び(2)のとおりであるから，請求者の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり，原処分は妥当であり，本件審査請求は棄却すべきと考え

る。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月9日 審議
- ④ 同月31日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報1については、これを保有していないとして不開示とし、本件対象保有個人情報2については、法に規定する行政文書に記録されているものではないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、本件対象保有個人情報は、法に規定する行政文書に記録されているものではないとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有個人情報該当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有個人情報該当性について

(1) 諮問庁は、文書1及び文書2が行政機関情報公開法2条2項に規定する行政文書に該当しない理由として、上記第3の3(2)のとおり説明する。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、更に説明を求めさせたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 審査請求人は、以前、近畿厚生局に対し、自身の年金記録の訂正請求を行っていたところ、平成29年特定月日Z付けで、年金記録の訂正を行わない旨の決定通知が発出されている。

当該決定通知が発出されるまでの間に訂正請求者(審査請求人)と面談等を行った場合は、国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する事務取扱細則(以下「細則」という。)に基づき「聴取録」を作成しなければならないことから、決定通知が発出される前に行われた審査請求人との面談については、実際に聴取録が作成されている。

イ 本件開示請求の対象である面談は、平成29年特定月日Xに行われており、上記アの決定通知の発出後であり、当該面談で聴取した内容が、年金記録の訂正に関する処分に影響を及ぼすものではないことから、細則に基づき「聴取録」を作成しなければならない場合には該当しないと認識している。

ウ 職員Aに確認したところ、従前の面談時の審査請求人の言動から、

後日、面談時のやり取りの詳細な内容が問題とされる可能性が高い
と思ひ、面談後に文書2を作成し、職員A個人の備忘録として保存
していたものであり、行政文書ファイルには保存していない。また、
上司に対しては、審査請求人と面談したことは報告したが、文書2
を用いて詳細な内容までは報告していないことから、文書2を組織
として共用したこともない。

- (3) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、文書1を文書2の作成以外
の目的で使用したことがあるかについて確認させたところ、文書2の作
成以外の目的で用いたことはないとのことであつた。
- (4) 上記(1)ないし(3)を踏まえ検討すると、文書1は、文書2を作
成するために、職員Aが個人の判断で、専ら自己の職務の遂行の便宜の
ために職員Bに作成させたものであつて、その保存・廃棄についても職
員A個人の判断に委ねられていることを踏まえれば、これが行政文書に
は当たらず、また、文書2は、職員A個人の備忘録であることから、行
政文書ファイルに保存せず個人的に保存していた旨の諮問庁の説明は、
不自然、不合理であるとまではいえず、これを覆すに足る事情も認めら
れない。
- (5) したがつて、文書1及び文書2は、職員Aが専ら自らの事務遂行上の
個人的な便宜のために作成、利用、保存していたものであり、その作成
目的、保存状態からして組織的に共有されたものとは認められず、行政
機関情報公開法2条2項の行政文書には該当しないことから、これに記
録された情報は、法2条5項に規定する保有個人情報に該当しない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を
左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報1につき、これを保有していな
いとして不開示とし、本件対象保有個人情報2につき、法2条5項に規定
する保有個人情報に該当しないとして不開示とした決定については、本件
対象保有個人情報は、同項の保有個人情報に該当しないと認められるので、
本件対象保有個人情報1を不開示としたことは結論において妥当であり、
本件対象保有個人情報2を不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子